

利用者のために

I 概要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済(建物共済等)の任意事業を行っている。

家畜共済事業は、養畜の業務を営む者の牛、馬又は豚についての死亡、廃用、疾病及び傷害の事故による損害を補てんするため、おおむね1又は2以上の市町村の区域を単位に設立されている農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が農業者との間に共済関係を成立させ共済事業を行い、都道府県単位に設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、当該共済関係に係る共済責任のうちの一定部分につき保険事業を行い、国が当該保険事業に係る保険責任のうちの一定部分につき再保険事業を行う、いわゆる三段階制がとられている。なお、平成12年度からは近年の組合等の広域合併の進展に伴い、三段階制のほか、地域の意向により二段階制（都道府県単位の農業共済組合（以下「特定組合」という。）、国）による農業共済事業も可能とされている。

また、国はこの事業の健全な発展を図るため、農業共済団体の指導監督を行うほか、共済掛金や事務費の国庫負担を行う等の助成措置を講じている。

昭和22年から実施されたこの制度は、これまでに幾多の改正を経てきたが、家畜共済についての主な改正は次のとおりである。

昭和24年 牛馬の死亡廃用共済の義務加入制、最低共済金額制（6月法律第201号、24年6月8日（義務加入制は24年8月1日）から施行）、最低共済掛金の1/2国庫負担（12月法律第265号、24年12月15日から施行）

昭和30年 死亡廃用共済と疾病傷害共済を一元化した死廃病傷共済の全面实施（7月法律第95号、30年10月1日から施行）

昭和34年 ①牛馬の死廃病傷共済の掛金の死廃部分の1/2を国庫負担、②乳牛加入奨励金の交付（3月法律第27号、34年4月1日から施行）

昭和41年 ①包括引受方式の採用、②共済事故の選択制採用、③牛、馬の共済掛金国庫負担の拡充、④異常事故の全額再保険、⑤損害防止事業の強化、⑥病傷給付方式の合理化（7月法律第125号、42年4月から実施）

昭和46年 ①牛、馬の共済掛金国庫負担割合の改善、②新たに種豚への共済掛金国庫負担の実施、③病傷診療費の一部（初診料）組合員等負担制の導入（5月法律第79号、47年4月から実施）

昭和51年 ①共済目的に肉豚を追加、②牛、種豚の共済掛金国庫負担割合の改善、③組合等における共済責任の一部保留の原則化（5月法律第30号、52年4月から実施）

昭和60年 ①共済目的に肉牛の子牛及び胎児を追加、②危険段階別共済掛金率の設定方式の導入（6月法律第50号、61年4月から実施）

平成11年 ①新たな事故除外方式の導入、②肉豚共済の引受方式の改善及び年間一括引受方式の試験的導入、③責任分担の見直し（6月法律第69号、12年4月から実施）

平成15年 ①共済目的に乳牛の子牛及び胎児を追加、②死廃共済金支払限度の設定、③肉牛の胎児価格の算定方法の改善、多種包括共済の共済掛金率の算定方法の改善及び共済掛金標準率の算定方法の改善（6月法律第91号、16年4月から実施）

なお、本書に掲載されている「法」とは農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、「政令」とは農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、「規則」とは農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）のことである。

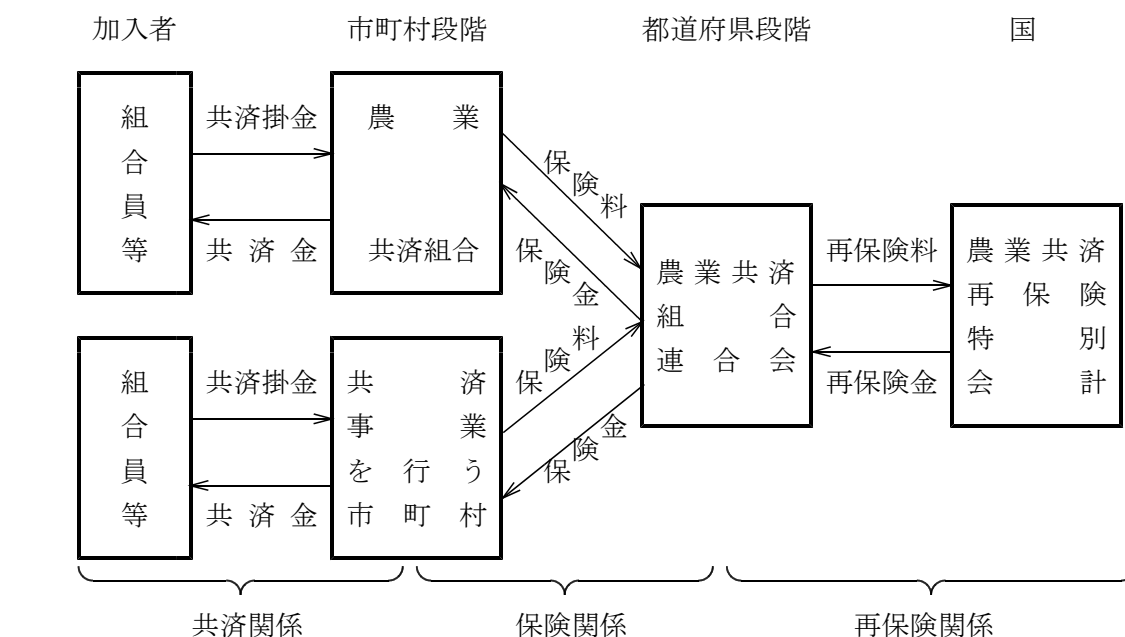
II 仕 組 み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の組合員等が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災組合員等に共済金の支払いをするという組合員等の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、組合等、連合会及び国の三段階により運営されている。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



(備考)

農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（特定組合、国）でも実施されている。

2. 共済目的の種類（法84①、②、法115①、法150の5の2）

共済目的は、出生後第5月の月の末日を経過した牛（ただし、出生後第6月末満の子牛及び授精等の後240日以上の子牛は、共済規程又は条例の定めるところにより、共済目的とすることができる。）、出生の年の末日を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日（その日に離乳していない場合は離乳した日）から原則として出生後第8月の月の末日までの肉豚とし、次の15種類に区分して扱う。

（注）牛及び馬については農林水産大臣の指定地域では、加入資格の取得が早められる。

乳 用 成 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第13月の月の末日を経過したもの
育 成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの
乳 用 子 牛 等	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児
肥 育 用 成 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
肥 育 用 子 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの
その他の肉用成牛	肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
その他の肉用子牛等	肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児
乳 用 種 種 雄 牛	乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
肉 用 種 種 雄 牛	肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
種 雄 馬	品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの
一 般 馬	種雄馬以外の馬
種 豚	繁殖用の豚
一 般 肉 豚	特定肉豚以外の肉豚
特 定 肉 豚	法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚

（注）乳用成牛を共済目的の種類とする地域と成乳牛及び育成乳牛を共済目的の種類とする地域は異なっている。

3. 加入及び共済関係の成立（法15①、法111、法111の3、法150の5の3）

（1）加入資格者

組合等の区域内に住所を有するもので、牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者。

（2）共済関係の成立

家畜共済の共済関係には、「包括共済」と「個別共済」があり、それぞれ組合員等の加入申込みを組合等が承諾することによって成立する。

ア 乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚については、その種類ごとに、組合員等はその全頭を加入する。これを「包括共済」という。このうち、肉豚については、飼養群を単位として引受ける引受方式と農家単位に年間一括で引受ける引受方式（特定包括共済）とがある。

イ 種雄牛及び種雄馬については1頭ごとに加入する。これを「個別共済」という。

IV

ウ 特定包括共済は、以下の加入資格の要件を満たす者が共済関係を成立させることができる。

- (ア) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (イ) 過去３年間に於いて母豚の繁殖成績及び出生した豚の離乳の日までの死亡率を記録しており、今後も記録することが確実であると見込まれること。
- (ウ) 過去３年間に於いて自家生産豚が出荷する豚のおおむね全頭を占めており、今後もそれが確実であると見込まれること。
- (エ) 過去３年間に於いて出荷頭数に関する資料の提出について協力が得られる市場に出荷しており、今後もそれが確実であると見込まれること。

エ 包括共済の加入が拒まれた場合は、健康な家畜のみを個別共済に付することができる（子牛及び牛の胎児並びに肉豚を除く。）

包括共済対象家畜の種類と共済目的の種類との関係

包括共済対象家畜の種類	共 済 目 的 の 種 類
乳 牛 の 雌 等 肉 用 牛 等	乳用成牛又は成乳牛及び育成乳牛並びに乳用子牛等 肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等
種雄馬以外の馬	一般馬
種 豚	種 豚
肉 豚	一般肉豚又は特定肉豚

4. 共済価額及び共済金額（法114の２、法114、法150の５の８、法150の５の９）

(1) 包括共済及び特定包括共済

加入者単位に、乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び特定包括共済に係る肉豚ごとに、現に飼養している家畜の価額を合計したもの及び肉豚の飼養区分ごとに共済掛金期間開始の時に飼養している肉豚の価額を合計した額を共済価額という。共済価額の最低の割合〔２～４割（肉豚は４～６割）の範囲内で共済規程、条例で定める。〕を乗じた額と最高の割合（８割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

〔例 示〕 共 済 価 額

個々の家畜の価額の合計額 120万円

乳牛の雌等

A		母牛 40万円 胎児 10万円
B		母牛 40万円 胎児 10万円
C		20万円

$\left(\begin{array}{cc} 120万円の20\sim40\% & \sim & 120万円の80\% \\ 24万円\sim48万円 & & 96万円 \end{array} \right)$

この範囲内で加入者が選択する。

〔異動例〕

◇途中で30万円の乳牛Dが増加したとき

◇乳牛3頭及びその胎児
が包括共済に加入した。

共済関係は自動的にDに及
ぶが、付保割合は低下する。

共済掛金を追加払いして直
前の付保割合まで共済金額
を増額することができる。

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円

共済価額 120万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{120} = 50\%$

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円
D		30万円

共済価額 150万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{150} = 40\%$

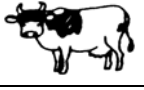
A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円
D		30万円

共済価額 150万円

共済金額 75万円

付保割合 $\frac{75}{150} = 50\%$

◇途中で20万円の乳牛Cを出荷したとき

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円

共済価額 100万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{100} = 60\%$

(注) 付保割合とは共済金額を共済価額で除した割合である。

(2) 個 別 共 済

個々の家畜の価額を共済価額とし、それに最低の割合（２～４割の範囲内で共済規程、条例で定める。）を乗じた額と最高の割合（８割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

５．共済掛金率（法115）

共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次のように定める。なお、組合等は共済事故の発生状況その他危険の程度により危険段階別に定めることができる。

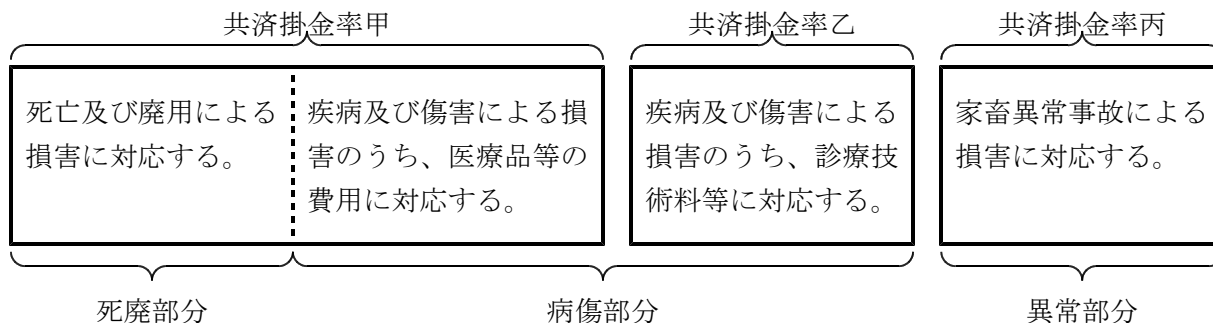
共済掛金率＝共済掛金率甲＋共済掛金率乙＋共済掛金率丙

共済掛金率甲≧共済掛金標準率甲

共済掛金標準率乙≦共済掛金率乙≦農林水産大臣の定める率

共済掛金率丙≧共済掛金標準率丙

（注）共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、一定年間における被害率を基礎とし、地域別に農林水産大臣が定め、一般に３年ごとに改定される。



６．共済掛金と国庫負担（法115、法13の２、法13の６）

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た金額である。

国庫負担額＝共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とする。）×共済掛金標準率
×国庫負担割合

国庫負担割合

種 類	国庫負担割合
牛・牛の胎児・馬 豚	1 / 2 2 / 5

7. 共済責任の分担（法121①、法122②、法123①、法124③、法133、法134②、法135、法136③）

(1) 組合等の共済事業

組合等が加入者から共済掛金を受領し、共済事故による損害が生じた場合に共済金を支払う。

(2) 連合会の保険事業

ア 組合等の共済責任の8割を保険する（「イ」の保険関係）。

イ 共済事業や保険事業の事業主体が家畜診療所を設置している地域では、病傷事故による損害のうち診療技術料等に対応する部分を除いた部分の8割を保険する（「ロ」の保険関係）。

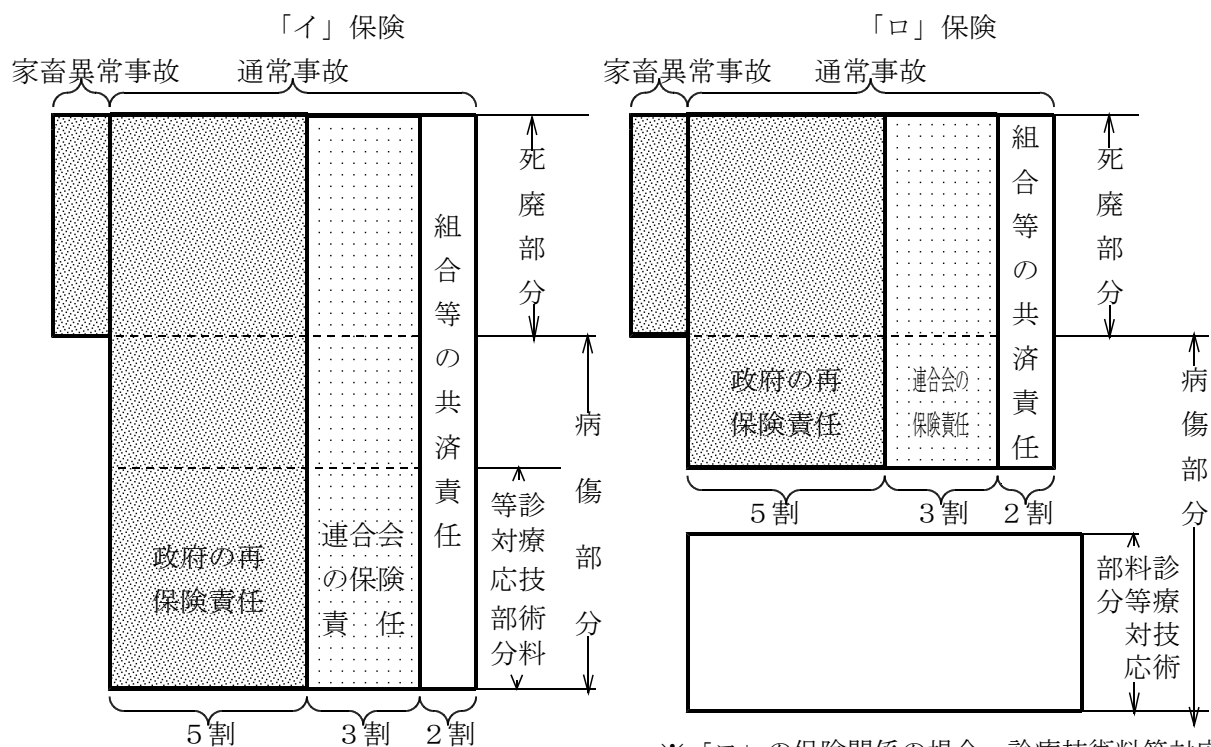
ウ 特別の事由があるときは、保険割合を7割とすることができる。なお、一定の条件に該当する場合は、当分の間、保険割合を9割とすることができる。

(3) 政府の再保険事業

ア 原則として連合会の保険責任の $\frac{50}{80}$ を再保険する。

イ 伝染病や水害のように局地的に大発生する損害で一定の要件を満たすものについては、家畜異常事故としてその全額を再保険する。

責任分担図



※「ロ」の保険関係の場合、診療技術料等対応部分については、共済団体等に保留される。

(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合等保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に合わせた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

8. 共済事故（法84①②③、法111の8、法115①③⑦、政令2の7、規則16、規則29の5、規則29の11、規則47の17）

(1) 共済事故の範囲

ア 死亡廃用事故

(ア) 死亡（とさつによる死亡を除き、家畜伝染病予防法による殺処分を含む。）

(イ) 次の場合における廃用（牛の胎児及び肉豚を除く。）

第1号 疾病、傷害によって死にひんした場合。

第2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合。

第3号 骨折、は行、両眼失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合。

第4号 行方不明（盗難による場合を含む。）となった日から30日以上生死が明らかでない場合。

第5号 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失った場合。

第6号 乳牛の雌が泌乳能力を失った場合。

第7号 牛が出生時において、奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかな場合。

イ 疾病傷害事故（牛の胎児及び肉豚を除く。）

(2) 家畜異常事故

家畜異常事故による損害については、全額が再保険される。

家畜異常事故は、次に該当する場合である。

ア 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによって家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の移動又は移出を禁止又は制限された場合における死亡及び廃用事故。

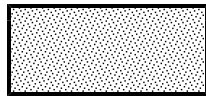
イ 激甚災害法及び天災融資法の規定によって天災として指定された激甚災害による特別被害地域における死亡及び廃用事故。

(3) 事 故 除 外

次に該当する包括共済（肉豚については特定包括共済）加入者は、事故の一部を共済事故から除外して加入することができる（その分だけ共済掛金が軽減される。）。

包括共済対象 家畜の種類	事故除外できる者の基準
乳牛の雌等	共済掛金期間開始時の加入頭数が6頭以上であって、5年以上の飼養経験を有する者。
肉用牛等 種雄馬以外の馬 種 豚	5年以上の飼養経験を有する者
肉 豚	共済掛金期間開始時の加入頭数が200頭以上であって、5年以上の飼養経験を有する者。

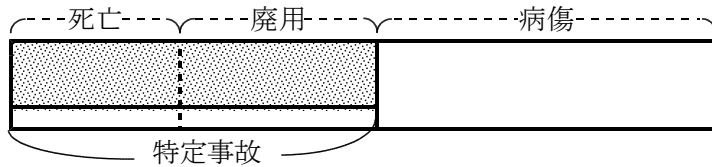
除外できる事故・・・



規則第29条の5

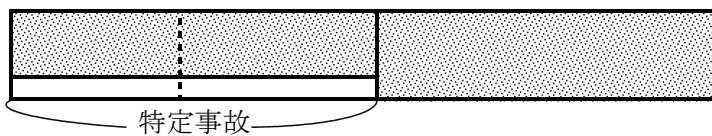
1号（特定事故以外の死廃事故）

（包括共済対象家畜の種類）



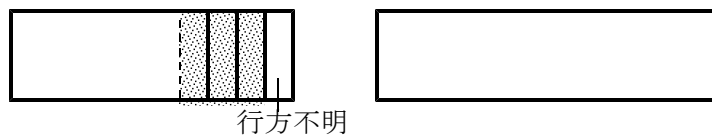
乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

2号（特定事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部）



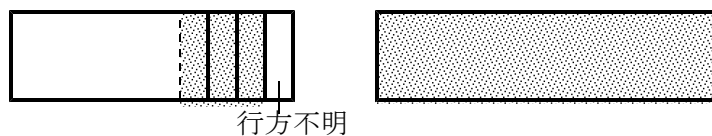
乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

3号（行方不明以外の廃用事故）



肉用牛等

4号（行方不明以外の廃用事故及び病傷事故の全部）



種 豚

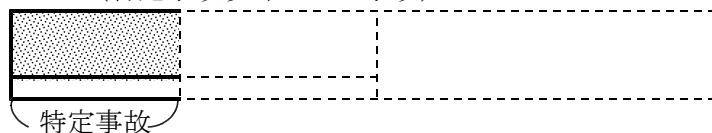
5号（病傷事故の全部）



乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

規則第47条の17

（特定事故以外の死亡事故）



肉豚（特定肉豚）

（注）特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病（特定肉豚にあっては、ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る。））又は自然災害による死廃事故

9. 共済金（法116、法150の5の10、規則31の3、規則32、規則33、規則47の22）

(1) 死亡廃用事故による共済金

ア 死廃事故の共済金は、次の算式により計算する。

$$\text{共済金} = \left(\text{事故家畜の価額} - \frac{\text{肉皮等残存物価額、}}{\text{（胎児）}} \frac{\text{廃用家畜の評価額、}}{\text{補償金等}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

イ 肉皮等残存物価額については、その売渡価額を基準とし、廃用家畜の評価額については、最寄りの家畜市場における取引額を基準とする。

ただし、種雄牛以外の牛については、廃用家畜の枝肉価額又は売渡価額が、廃用家畜の体重又はその枝肉重量に応じて前年の枝肉取引価格から算出した額（以下「基準額」という。）を下回った場合、肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、基準額を用いる。

なお、共済金の計算に用いる肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額（基準額を用いた場合も含む。）は、事故家畜の価額の1/2を限度とする。

ウ てん補率（共済金額／共済価額）は、80／100を限度とする。

エ 実際に支払われる共済金は、上記算式により算出される額と、次に示す算式により算出される純損害額とのいずれか小さい額とする。

純損害額＝事故家畜の価額－（肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額＋手当金＋補償金等）

なお、死亡又は廃用に係る事故のうち特定事故（火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害）以外の事故については、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる支払限度額までは支払われる。

オ 免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

(2) 疾病傷害事故による共済金

農林水産大臣が定める診療点数〔点数表には診療費（初診料を除く。）全体の評価に用いられるB種点数と、診療費のうち医療品等の直接費の評価に用いられるA種点数とがある。〕から次の算式によって算定する。

$$10\text{円} \times \text{B種点数} = \text{共済金}^*$$

* 加入者が負担した実診療費（初診料を除く。）を限度とし、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる給付限度額までは支払われる。免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

10. 損害防止（法94、法95、法96、法128、法132①、法150の3、政令5）

加入者は、加入家畜について通常すべき管理や損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し必要な指導又は指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

次の疾病に係る損害防止については、国が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
肝 蛭 症	牛
外傷性第二胃横隔膜炎その他胃内の金属異物による疾病 (以下「金属異物性疾患」という。)	牛
ピロプラズマ病	牛
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病 (以下「繁殖障害」という。)	乳牛及び肉用牛の雌
ケトン症及び乳房炎	乳 牛
尿石症	肉 用 牛
骨軟症	馬

1 1. 家畜診療所（法96の2、法117、法126）

組合等及び連合会は、加入家畜の診療と損害防止を行うために家畜診療所を設けることができる。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 引受検査及び評価
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

Ⅲ 用 語 の 説 明

1 「イ」の保険関係

組合等が負う死亡、廃用、疾病及び傷害についての共済責任の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)を連合会が保険の対象にする関係をいう。

2 「ロ」の保険関係

組合等が負う死亡、廃用、疾病及び傷害についての共済責任のうち、疾病、傷害についての診療技術料等(共済掛金乙)を除いた部分の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)を連合会が保険の対象にする関係をいう。この場合、共済掛金乙は組合等(又は連合会)に保留され診療所の獣医師等の人件費等に係る間接費に充当される。

3 一般期間、短期

共済掛金期間は1年(群単位引受方式に係る肉豚については出生後20日の日から出生後第8月の月の末日まで)とすることと定められているが、加入の始期又は終期を統一するため上記期間未満の期間とすることができることとされているので、前者を一般期間、後者を短期として区別している。

4 追 加

追加とは、包括共済(群単位引受方式に係る肉豚を除く。)において、共済関係成立後の家畜の導入又は資格取得により共済価額が増加したときに共済金額の増額をすることをいう。これに伴い病傷給付対象共済金額も増額となる。

5 病傷給付対象共済金額

病傷給付対象共済金額とは、組合員等ごとの病傷共済金の給付限度額及び病傷部分の共済掛金を算出する基礎となる金額であり、農林水産大臣の定める金額(40万円×加入頭数)が限度とされている。

すなわち、共済金額が農林水産大臣の定める金額以下の場合には、共済金額が病傷給付対象共済金額となり、共済金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合は、農林水産大臣の定める金額が病傷給付対象共済金額となる。

6 保険金額・再保険金額

保険金額

保険金額とは、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、共済金額の8割（ただし、特別の事由があるときは共済金額の9割又は7割）に相当する金額である。

再保険金額

再保険金額とは、政府が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、保険金額の $\frac{50}{80}$ （ただし、保険金額が9割の場合は保険金額の $\frac{60}{90}$ 、保険金額が7割の場合は保険金額の $\frac{40}{70}$ ）に相当する金額である。

7 共済掛金、保険料、再保険料

共済掛金

共済金額 $\times$ （共済掛金率甲 $+$ 共済掛金率乙 $+$ 共済掛金率丙）

組合員等が組合等に納入する共済掛金は、上記の共済掛金から国庫負担分を差し引いた残額である。

保険料

「イ」の保険関係 保険金額 $\times$ （共済掛金率甲 $+$ 共済掛金率乙） $+$ 共済金額 $\times$ 共済掛金率丙

「ロ」の保険関係 保険金額 $\times$ 共済掛金率甲 $+$ 共済共済金額 $\times$ 共済掛金率丙

組合等が連合会に納入する保険料は、上記の保険料から国庫負担分を差し引いた残額である。

再保険料

「イ」の保険関係 再保険金額 $\times$ （共済掛金率甲 $+$ 共済掛金率乙） $+$ 共済金額 $\times$ 共済掛金率丙

「ロ」の保険関係 再保険金額 $\times$ 共済掛金率甲 $+$ 共済金額 $\times$ 共済掛金率丙

連合会が政府に納入する再保険料は、上記の再保険料から国庫負担分を差し引いた残額である。

8 群 数

群単位引受方式に係る肉豚の共済関係は、飼養区分（離乳した日又は導入した日を同一とする肉豚の群の別）ごとに成立するが、群数とは、この肉豚の群の数である。

9 保険金

連合会から組合等に支払われる金額である。

「イ」の保険関係では、家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては共済金の8割（組合等の責任保留割合によって7割又は9割）、家畜異常事故により支払うものにあつては共済金と同額である。

「ロ」の保険関係では、死亡若しくは廃用（いずれも家畜異常事故によるものを除く。）により支払うものにあつては、共済金の8割（組合等の責任保留割合によって7割又は9割）、家畜異常事故により支払うものにあつては共済金と同額であり、疾病又は傷害により支払うものにあつては、共済金のうち医療品等の診療直接費に相当する額の8割（組合等の責任保留割合によって7割又は9割）である。なお、「ロ」の保険関係における疾病又は傷害により支払うものについては保険金支払限度額の範囲内で支払われる。

10 再保険金

政府から連合会に支払われる金額である。家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては、保険金に $\frac{\text{再保険金額}}{\text{保険金額}}$ を乗じて得た金額、家畜異常事故より支払うものにあつては保険金と同様である。

11 事故家畜の価額

死亡又は廃用になった家畜の共済掛金期間の開始時の価額である。

12 残存物又は評価額

死亡又は廃用となった家畜の肉皮等残存物価額若しくは廃用となった家畜の事故時の評価額である。

13 手当金、補償金等

手当金とは、家畜伝染病予防法の規定に基づき殺処分された場合に国から支払われる手当金である。
補償金とは、第三者の責に帰すべき事故の場合に支払われた損害賠償金等である。

14 免責額

法令、共済規程等に定められた事由によって、共済金の全部又は一部につき支払の責を免れた額である。

15 収入、支出

- (1) 政府、連合会、組合等、ロの共済掛金乙、共済掛金合計、共済掛金甲の死廃部分、共済掛金甲の病傷部分とイの共済掛金乙及び共済掛金丙の収入と支出は、次式により算出される。

	収 入	支 出
1. 政 府	再保険料(イ+ロ)	再保険金(死廃+病傷、イ+ロ)
2. 連合会	連合会手持保険料＝ 保険料(イ+ロ) －再保険料(イ+ロ)	連合会負担額＝ 保険金(死廃+病傷、イ+ロ) －再保険金(死廃+病傷、イ+ロ)
3. 組合等	組合等手持共済掛金＝ 共済掛金(イ+ロ) －保険料(イ+ロ) －共済掛金乙(ロ)	組合等負担額＝ 共済金(死廃+病傷、イ+ロ) －保険金(死廃+病傷、イ+ロ) －〔共済金(病傷、ロ)－保険金(病傷、ロ)×t〕
4. ロの共済掛金乙	共済掛金乙(ロ)	共済金(病傷、ロ)－保険金(病傷、ロ)×t
5. 共済掛金合計	共済掛金(イ+ロ)	共済金(死廃+病傷、イ+ロ)
6. 共済掛金甲の死廃部分	共済掛金甲の死廃部分(イ+ロ)	※共済金(死廃、イ+ロ)
7. 共済掛金甲の病傷部分とイの共済掛金乙	共済掛金甲の病傷部分(イ+ロ) ＋共済掛金乙(イ)	共済金(病傷、イ+ロ) －〔共済金(病傷、ロ)－保険金(病傷、ロ)×t〕
8. 共済掛金丙	共済掛金丙(イ+ロ)	共済金〔死廃(家畜異常事故に係るもの)、イ+ロ〕

(注) 1. 「イ」はイの保険関係、「ロ」はロの保険関係をいう。

2. 「t」は組合等の共済責任の保留割合が2割保留のとき $\frac{10}{8}$ 、3割保留のとき $\frac{10}{7}$ 、1割保留のとき $\frac{10}{9}$ であり、二段階制の場合は $\frac{10}{5}$ である。

3. 家畜異常事故については、組合等の共済責任の全部を連合会が保険し、その保険責任の全部を政府が再保険する方式がとられている。したがって、家畜異常事故による共済金の全額がそれぞれ保険金及び再保険金として支払われる。

4. ※の記号は家畜異常事故を除くことを意味する。

5. 二段階制の場合は政府の再保険料、再保険金をそれぞれ保険料、保険金に置き換え、連合会収支については計上しない。

(2) 前年度未経過、本年度既経過、本年度未経過

ア 前年度未経過とは、前年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

イ 本年度既経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

ウ 本年度未経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中來年度分に対応する部分として、來年度の支出に充当される部分をいい、來年度の統計表では、前年度未経過の欄に掲げられる。

16 金額被害率・経過金額

金額被害率は $\frac{\text{共済金}}{\text{経過金額}}$ によって算出され、共済掛金標準率算定の基礎となる。

経過金額とは、一般期間における金額被害率を算定する必要上、共済掛金期間中当該年度の期間が一般期間に満たないものを一般期間に対応するものに換算するため、共済金額を加工したもので、次のように算定される。

$$\text{死産に係る経過金額} = \text{経過共済金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{一般期間}}$$

$$\text{病傷に係る経過金額} = \frac{\text{経過病傷給付}}{\text{対象共済金額}} = \frac{\text{病傷給付}}{\text{対象共済金額}} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{一般期間}}$$

17 共済関係と共済目的の種類及び事故除外の種類

この統計表においては、共済目的の種類及び事故除外の種類により次の区分で処理している。

(1) 包括共済

事故除外の種類 (施行規則の条項)		包括共済対象 家畜の種類	乳牛の 雌 等	肉用牛等	一 般 馬	種 豚	肉 豚 (農家単位)
事故除外しないもの							
事故 除 外 す る も の	(A) 病傷事故全部 (第29条の5第5号)		A	A	A	A	
	(F) 行方不明以外の廃用事故 (第29条の5第3号)			F			
	(G) 行方不明以外の廃用事故 及び病傷事故全部 (第29条の5第4号)					G	
	(H) 火災、特定伝染病又は 自然災害以外の死産(肉 豚においては死亡)事故 (第29条の5第1号) (第47条の17)		H	H	H	H	H
	(I) 火災、特定伝染病又は 自然災害以外の死産事故 及び病傷事故全部 (第29条の5第2号)		I	I	I	I	

(注) 乳牛の雌等は乳用成牛(成乳牛、育成乳牛を含む)及び乳用子牛等、肉用牛等は肥育用成牛、肥育用子牛等、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等である。

(2) 個別共済

乳用種雄牛
肉用種雄牛
種雄馬
乳用成牛
成乳牛
育成乳牛
肥育用成牛
その他の肉用成牛
一般馬
種豚



包括共済の引受けを拒まれた場合で、健康な家畜が
個別共済に加入したもの

(3) 包括＋個別共済

家畜の種類	包括共済対象 家畜の種類	
	個別共済	
乳用牛等	乳牛の雌等	乳用種雄牛、乳用成牛、成乳牛、育成乳牛
肉用牛等	肉用牛等	肉用種雄牛、肥育用成牛、その他の肉用成牛
馬	種雄馬以外の馬	種雄馬、一般馬
種豚	種豚	種豚
肉豚	肉豚	

〔注記〕 市町村移譲に係る消滅の取扱い

組合が市町村に共済事業を移譲した場合、移譲した日に家畜共済の共済関係が消滅し、未経過期間に対する共済掛金等を払い戻すこととなるが、この消滅に関する払い戻し共済掛金等の表示は、煩雑となるので、この統計表での掲載は省略した。

市町村が共済事業の全部を廃止して、組合が共済事業を承継した場合も同様である。

表記上の注意

- (1) 表中に使用した「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるものである。
- (2) 全国統計表の金額は表示単位以下1位の数値を四捨五入しているため、積み上げが合計値と合致しないことがある。
- (3) 東京都、神奈川県、福井県及び熊本県においては、特定組合と政府の保険関係(二段階制)により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。なお、この保険関係については次のように整理をしている。

保険料→再保険料の欄

保険金→再保険金の欄